主務大臣宛て

○年○月○日

（ＴＳ／ＴＲ原案の提案

を行う者又はその代表者

**標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）の公表／改正原案及び**

**同ＴＳ／ＴＲに係る著作権の扱いに関する確認書**

　【著作権者の名称。著作権者が複数の場合は全て記載。】（以下「本著作権者」という。）は、標準仕様書（ＴＳ）／標準報告書（ＴＲ）【番号、名称を記載。】（以下ＴＳ／ＴＲという。）の公表又は改正に係る提案に際し、当該ＴＳ／ＴＲ原案が公表又は改正に至った場合の著作権の取り扱い等について、下記のとおり確認します。

記

1. 本著作権者は、提案のあったＴＳ／ＴＲ原案がＴＳ／ＴＲとして公表又は改正された場合、当該ＴＳ／ＴＲ原案及び同ＴＳ／ＴＲに係る著作権の帰属について、以下のレ印を記した扱いとする。

□ （１）本ＴＳ／ＴＲ原案及び同ＴＳ／ＴＲの著作権は本著作権者が保有する。

□　（２）本ＴＳ／ＴＲ原案及び同ＴＳ／ＴＲの著作権は国（主務大臣）に翻案権等全て譲渡する。

1. 本著作権者が本ＴＳ／ＴＲ原案／同ＴＳ／ＴＲの著作権を保有する場合（１．（１）の場合）、以下の①から⑧までの全てに同意する。なお、国は、下記に掲げるほか、ＴＳ／ＴＲの普及及び他の法令へのＴＳ／ＴＲの使用に必要かつ適切な範囲において、ＴＳ／ＴＲ原案及びＴＳ／ＴＲにかかる本著作権者の著作権を制限することができるものとする。
2. 本著作権者は、日本産業標準調査会（以下「ＪＩＳＣ」という）における調査審議、官報公示、経済産業公報等及び電子閲覧に伴うＴＳ／ＴＲ原案及び同ＴＳ／ＴＲの公表及び公衆送信を認める。
3. 本著作権者は、主務大臣による検討又はＪＩＳＣにおける調査審議の結果、主務大臣又はＪＩＳＣがＴＳ／ＴＲ原案に対して修正・追加などの翻案（創造的なものを含む。）を行うことを認める。
4. 本著作権者は、提案のあったＴＳ／ＴＲ原案がＴＳ／ＴＲとして公表又は改正された場合、当該ＴＳ／ＴＲを適切に普及しなければならない。このため、適当な第三者と契約等を行う等により、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な対価にて、当該ＴＳ／ＴＲを出版及び公衆送信する。
5. 本著作権者は、提案のあったＴＳ／ＴＲ原案がＴＳ／ＴＲとして公表又は改正された後において、国（主務大臣）又は第三者が、当該ＴＳ／ＴＲの改正案の提案を行うこと、及び、当該改正原案に当該ＴＳ／ＴＲの全部又は一部を使用することを認める。

また、当該改正原案が改正に至るまでに、当該ＴＳ／ＴＲの改正により新たに発生する権利（二次著作権）を取得する国（主務大臣）又は第三者との間で著作権の必要な調整を行う。また、本著作権者は、提案されるＴＳ／ＴＲ原案が他のＪＩＳ及びＴＳ／ＴＲの全部又は一部を使用している場合、提案に先立って、他のＪＩＳ及びＴＳ／ＴＲの著作権者と必要な調整を行う。

1. 本著作権者は、提案のあったＴＳ／ＴＲ原案がＴＳ／ＴＲとして公表又は改正された後において、国（主務大臣）又は第三者が行う、当該ＴＳ／ＴＲの全部又は一部を利用した国際提案を認める。

なお、ＴＳ／ＴＲの国際提案（ＩＳＯ／ＩＥＣのＴＣ／ＳＣへの国際規格制定等のための新作業項目提案等）については、本著作権者が、国内審議委員会等におけるコンセンサスの形成を確保しつつ、自ら実施することが原則である。

1. 本著作権者は、当該ＴＳ／ＴＲが法規類又はこれらに基づく技術基準、若しくは、調達基準その他これらに類するものに使用されることを認める。さらには、適正な普及のため特に必要とされる場合、当該ＴＳ／ＴＲが技術内容を解説する図書に使用されることを認める。
2. 本著作権者は、当該ＴＳ／ＴＲが適正に普及活用されるよう、その利用者が当該ＴＳ／ＴＲの技術的内容の一部を当該利用者の社内規格等の一部として使用することを認める。

（注）ここでいうＴＳ／ＴＲの使用とは、当該ＴＳ／ＴＲの技術内容の社内規格等への適正な反映を図るための措置であり、単にＴＳ／ＴＲを社内規格に置き換えることを意図しているものではない。その場合は、ＴＳ／ＴＲの複製に当たる可能性があるので、本著作権者の許諾の必要性について注意が必要となる。

1. 本著作権者は、提案のあったＴＳ／ＴＲ原案がＴＳ／ＴＲとして公表又は改正された後において、市場動向等を踏まえつつ、当該ＴＳ／ＴＲが最適な技術的な内容を維持するよう、当該ＴＳ／ＴＲの改正提案を行う等適正な維持管理を行う。また、ＪＩＳ化ができる可能性がある場合においては、ＪＩＳ制定の申出を行う。
2. 本提案に係るＴＳ／ＴＲ原案は次の著作物を基礎としており、本著作権者は、当該著作物の使用に関する許諾又は著作権の譲渡を原著作権者から受けている。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 著作権者 | 制定年月日 | 種類、番号、名称等 | 当該著作物の利用等に関する許諾又は当該著作権の譲渡に関する説明 |
| （例）ASME | 1998.03.01 | 1998 ASME BOILER & PRESSURE VESSEL CODE　DIVISION　１ | 本文中の図及び表のＪＩＳ規格への使用に係る著作権使用許諾を取得（詳細別紙） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（本件に関する連絡先：○○○○　○○○○○　　電話番号及びe-mail）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA４とする。